

軽自動車税・ 自動車税の納税を

軽自動車税と自動車税は、四月一日現在の所有者に課税します。納期限は、五月三十一日（火）です。納税通知書は五月上旬にお送りします。

四月一日までに名義変更・譲渡・廃車の手続を他の人（自動車販売業者など）に依頼した車の納税通知書が届いたときは、手続が正しく行われていない可能性があります。確実に手続が行われているかを確かめてください。また、転居などにより納税通知書が届かないときは、お問い合わせください。

◆軽自動車税

役場一階会計課か、お近くの金融機関で納めてください。なお、身体の障がいなどで減免を受けられる方は、納期限までに申請をしてください。なお、今年初めて減免申請をする予定で、軽自動車税を口座振替にしている方は、お早めにご連絡ください▼**問合せ** 税務課課税係 ☎28・2434

◆自動車税

愛知県名古屋北部県税事務所から納税通知書をお送りします。お近くの県税事務所、金融機関、コンビニエンスストアで納めてください。納期限内のものに限り、パソコンなどを利用して

クレジットカードでも納付できます▼**問合せ** 愛知県名古屋北部県税事務所 自動車税グループ ☎052・531・6305

軽自動車税の税率変更

◇原付・二輪車・小型特殊自動車等

平成二十八年一月号でもお知らせしましたとおり、平成二十八年年度から、税率を次のとおり変更します。

▼原動機付自転車・二輪車・小型特殊自動車等の税率

種別		年額	
		平成27年度まで	平成28年度以降
原動機付 自転車	総排気量50cc以下	1,000円	2,000円
	総排気量50cc超90cc以下	1,200円	2,000円
	総排気量90cc超125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
二輪の軽自動車(125cc超250cc以下)		2,400円	3,600円
二輪の小型自動車(250cc超)		4,000円	6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600円	2,400円
	その他	4,700円	5,900円
ポートトレーラー		2,400円	3,600円

◇軽三輪車・軽四輪車

平成二十七年四月一日以降に初めて車両番号の指定を受けた車両から、次のとおり税率を変更します。また、初めて車両番号の指定を受けた月から起算して十三年を経過した車両については、重課税率となります。

▼軽三輪車・軽四輪車の税率

種別		年額			
		平成27年3月31日までに新規登録をした車	平成27年4月1日以降に新規登録をした車	新規登録後13年を経過した車(重課税率)	
軽自動車三輪		3,100円	3,900円	4,600円	
軽自動車四輪	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円

▼グリーン化特例対象車の税率

種別		年額		
		(ア)	(イ)	(ウ)
三輪		1,000円	2,000円	3,000円
四輪乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円
	自家用	2,700円	5,400円	8,100円
四輪貨物	営業用	1,000円	1,900円	2,900円
	自家用	1,300円	2,500円	3,800円

(ア)電気軽自動車および天然ガス軽自動車(平成21年排ガス規制NOx10%以上低減)
(イ)平成17年排ガス規制75%低減達成かつ、乗用は平成32年度燃費基準+20%達成車、貨物用は平成27年度燃費基準+35%達成車(ガソリンを内燃機関の燃料とする軽自動車に限る。)
(ウ)平成17年排ガス規制75%低減達成かつ、乗用は平成32年度燃費基準達成車、貨物用は平成27年度燃費基準+15%達成車(ガソリンを内燃機関の燃料とする軽自動車に限る。)

34 ▼問合せ 税務課課税係 ☎28・24

情報公開の請求件数

透明性の高い町政運営を目指して、町が保有している情報は、個人情報などを除き原則として公開しています。

平成二十七年年度は、五件の公開請求がありました。公開してほしい情報があれば、お気軽にお問い合わせください。

▼問合せ 総務課総務・人事係 ☎286003